

要綱における補助金の種類		対象	補助対象経費	補助額	申請書添付書類	実績報告書添付書類	
1	自治会育成補助金	自治会	公益的活動に要する経費	当該年度5月1日現在の自治会加入1世帯当たり150円以内	当該年度5月1日現在の自治会の名称及び世帯数	事業の実績が分かる書類及び規則第18条第1項第1号に定める収支計算書に代わる書類	
2	自治会総連合会育成補助金	自治会総連合会	公益的活動及び連合構成自治会総括連携活動に要する経費	当該年度5月1日現在の連合構成自治会加入1世帯当たり746円以内	当該年度の会規約、事業計画及び収支予算の明細並びに当該年度5月1日現在の連合構成自治会の名称、世帯数	事業の実績が分かる書類及び規則第18条第1項第1号に定める収支計算書に代わる書類	
3	地域集会所新築事業	自治会又は複数の自治会	地域集会所の新築工事に要する経費（土地、什器、備品、消耗品、上棟及び落成に要する費用を除く。）	500万円を限度額とし、建築延べ床面積（99平方メートルを超える部分は、除く。）に1平方メートル当たりの建築費（10万2,000円を超える場合は、10万2,000円とする。）を乗じて得た額の2分の1以内	見積書、案内図、設計図書	完成図書、請求書又は領収書の写し、完成後の写真	
4	地域集会所増改築事業		地域集会所の増改築工事に要する経費	300万円を限度額とし、事業費の2分の1以内	見積書、現況写真、設計図書	請求書又は領収書の写し、完成後の写真	
5	地域集会所修繕事業		地域集会所の修繕に要する経費		見積書、現況写真		
6	地域集会所緊急修繕事業		（風水害等の天災による）地域集会所の緊急修繕に要する経費	30万円を限度額とし、事業費の2分の1以内。ただし、交付対象者の選定は予算の範囲内で受付順とする。	見積書、現況写真		
7	広報掲示板新設事業		広報掲示板の新設に要する経費	5万円を限度額とし、事業費の2分の1以内	見積書、案内図		
8	広報掲示板改良事業		広報掲示板の改良に要する経費		見積書、現況写真		
9	地域集会所空調機新設・交換事業		地域集会所空調機の新設又は交換に要する経費	2万5,000円を限度額とし、事業費の2分の1以内			
10	地域集会所用地借上事業		土地の賃貸契約をして管理する地域集会所用地で、その面積が300平方メートルまでのものの借上げに要する経費	市の借上料相当額に固定資産税額及び都市計画税額を加えた額の範囲内で事業費の10分の10以内	土地の賃貸契約書又は請求書の写し、土地平面図、案内図		実績報告書については、領収書又は請求書の写しをもってこれに代えることができるものとする。